

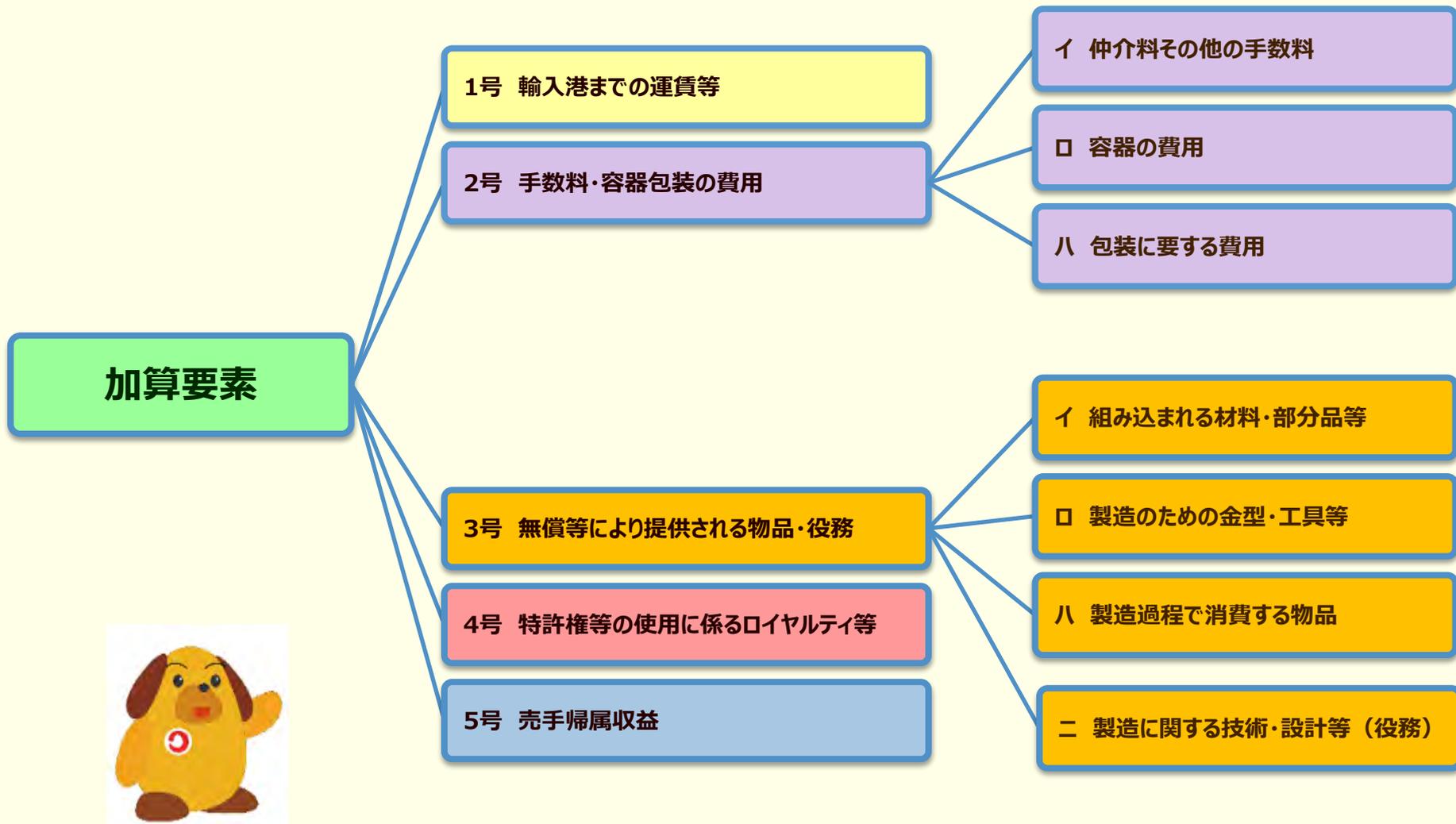
# 3.加算要素

法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないものを加算

- ① 輸入港までの運賃、保険料その他の運送関連費用
- ② 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）又は容器・包装の費用
- ③ 買手により無償で又は値引きして直接又は間接に提供された物品又は役務の費用
- ④ 輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、輸入取引の条件として買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤ 輸入貨物の処分等による収益で売手に帰属するもの

●運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行う。  
（通達4-7(2)）

# 3.加算要素



# 3.加算要素

## 輸入港までの運賃等（第1号）

【定率法基本通達4-8】

「輸入港に到着するまでの運賃等」とは、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用をいう。

「その他当該運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する次のような費用をいう。

（例）

- 輸出の際の税関手続等に要した費用
- 輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ
- 輸出国におけるコンテナ積替費用
- 輸出港における船積費用
- 輸送中における積替費用

# 3.加算要素

## 仲介料その他の手数料（第2号）

【定率法基本通達4-9】

### ◆ 仲介料その他の手数料

→ 輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料で買付手数料以外のもの。

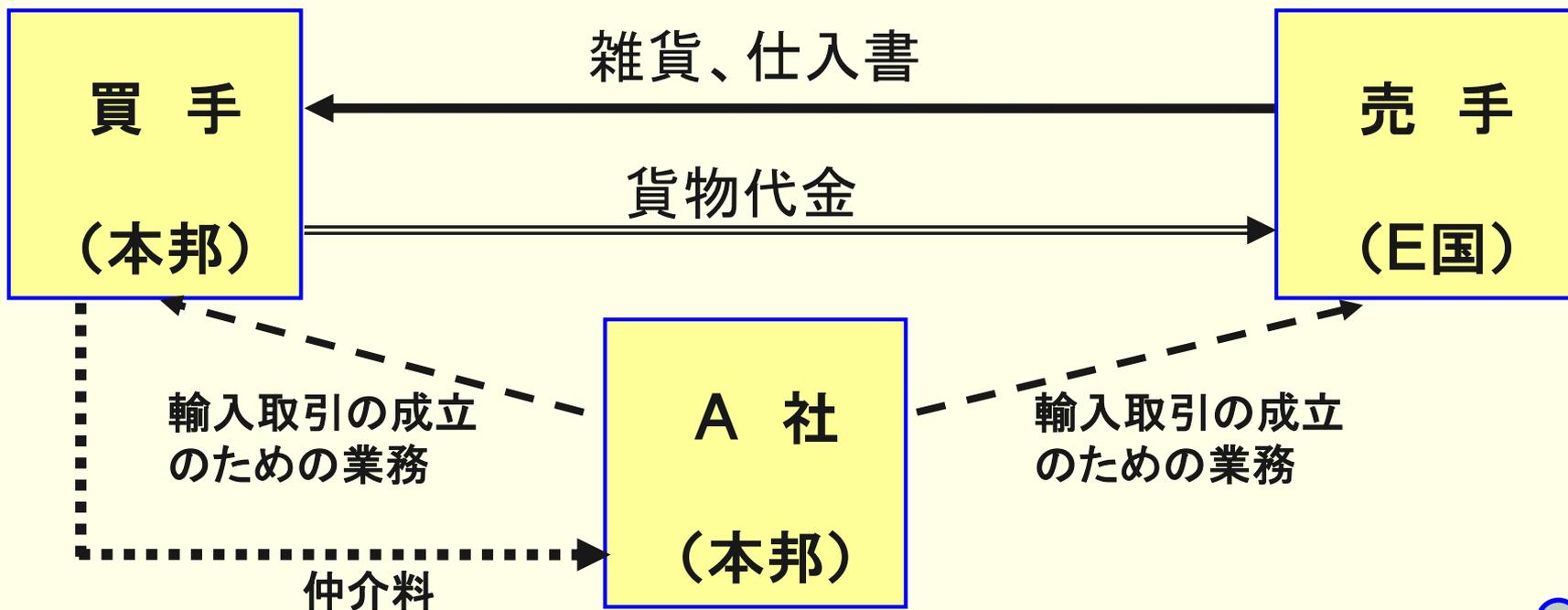
- ・ 「売手及び買手のため」に、又は「売手のため」に、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料（加算）
- ・ 輸入取引に関し、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により業務を行う者（買付代理人）に買手が支払う手数料（非加算）

（注）買付手数料かどうかの判断は、定率法基本通達4-9(3)を参照

### ◆ 容器の費用、包装に要する費用

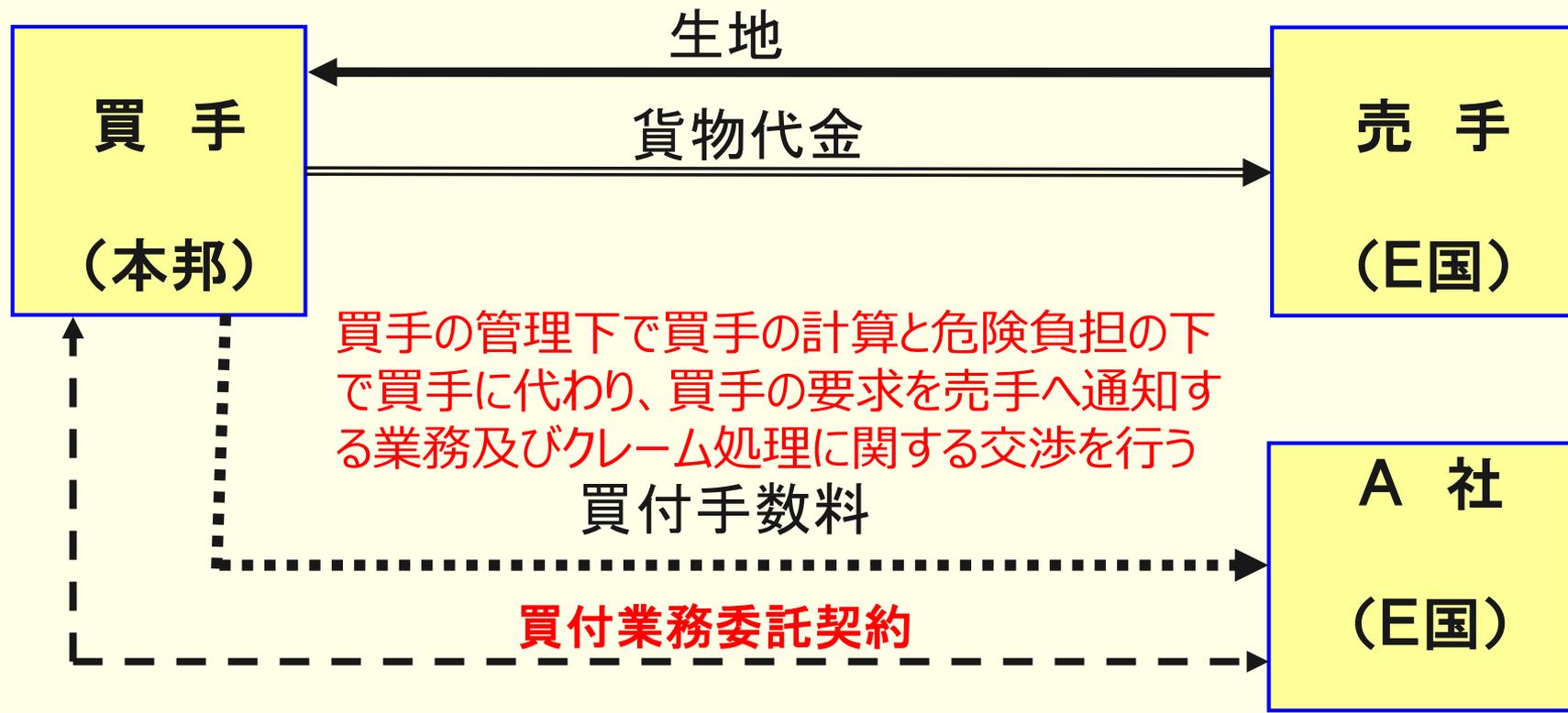
→ 輸入取引に関し、買手が負担した輸入貨物の容器の費用又は輸入貨物の包装に要する費用

# 事例11： 仲介業務を行う者に対して支払う手数料



**課税価格 = 貨物代金 + 仲介料** [定率法第4条第1項第2号イ]

# 事例12：買手に代わり業務を行う者に対して支払う手数料



課税価格 = 貨物代金

# 3.加算要素

## 無償又は値引きして提供された物品等の費用（第3号）

イ. 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

- ・ 原材料、副資材、ラベル等

ロ. 輸入貨物の生産のために使用された工具、鑄型又はこれらに類するもの

- ・ 機械、設備、金型等

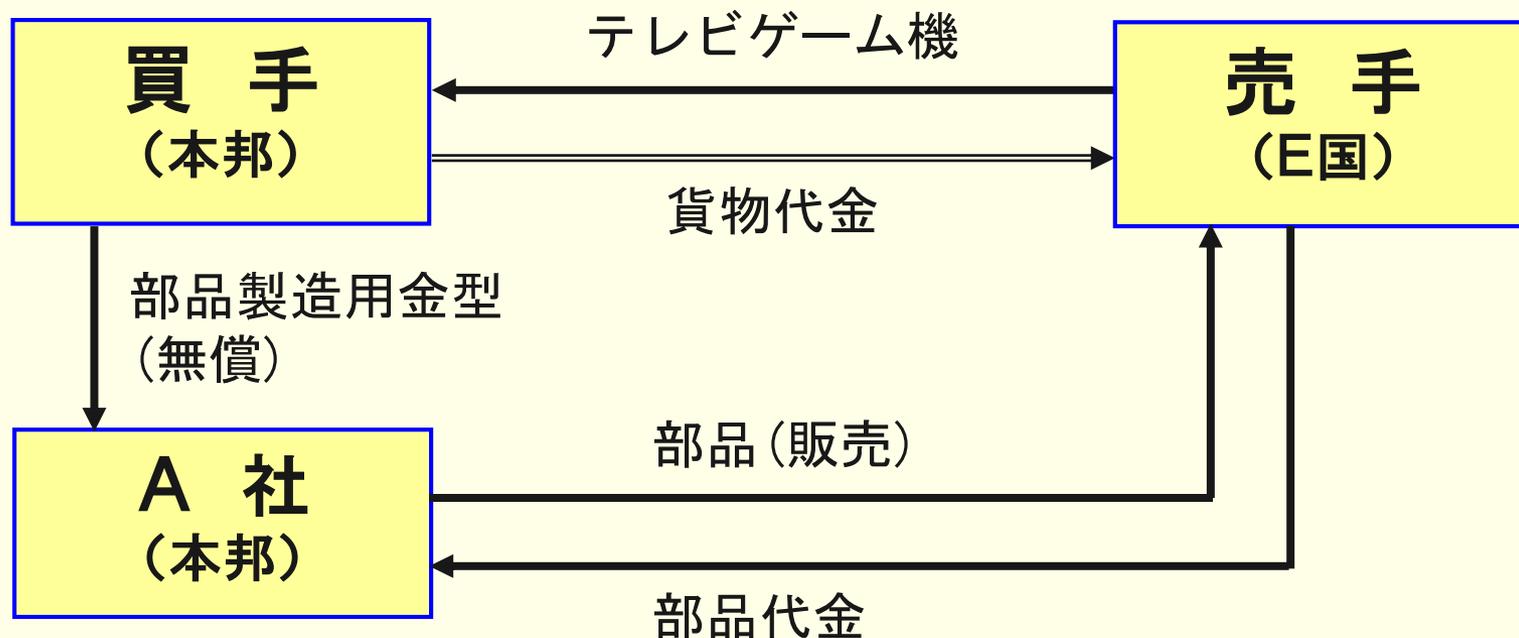
ハ. 輸入貨物の生産の過程で消費された物品

- ・ 燃料、触媒等

ニ. 技術、設計その他輸入貨物の生産に関する役務

輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたもの（定率法施行令第1条の5第3項）

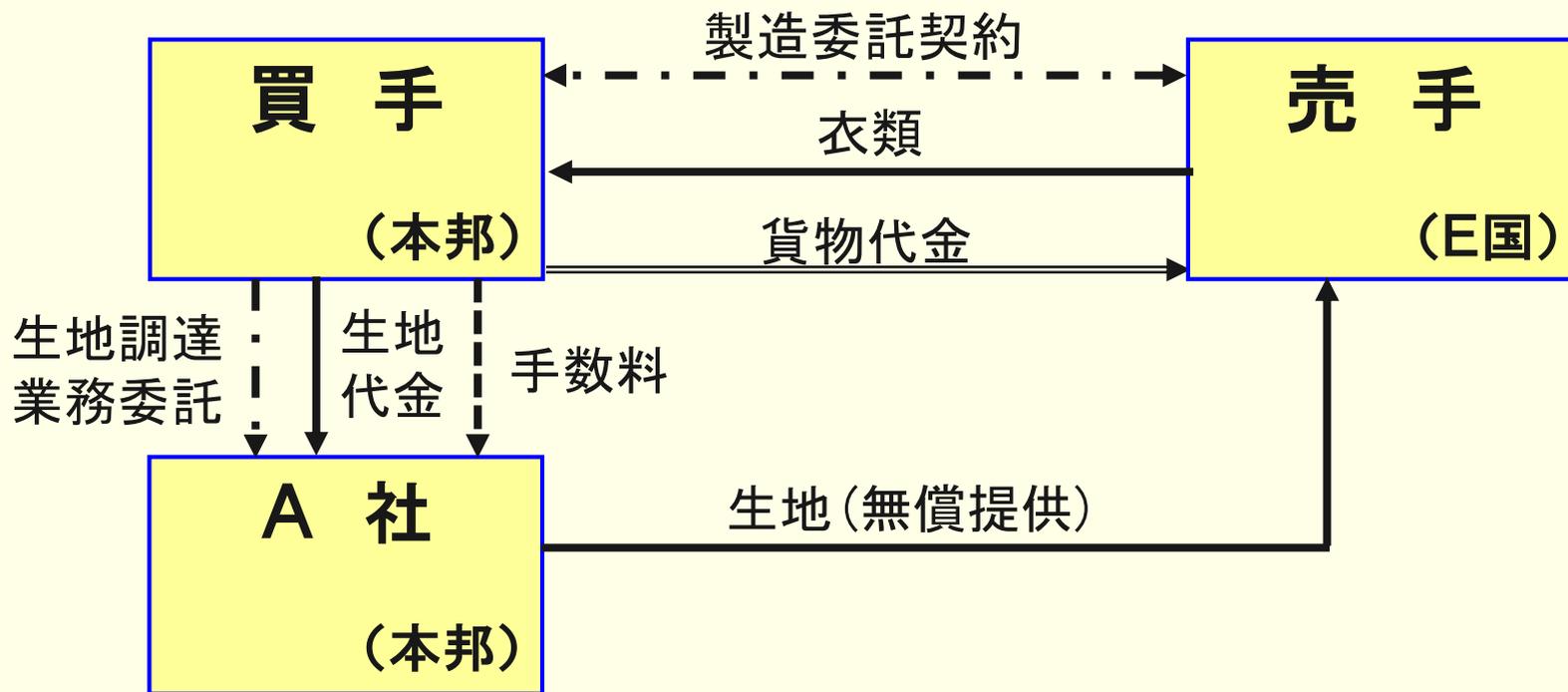
# 事例13: 部品の製造に使用するため 無償提供した金型の費用



課税価格 = 仕入書価格 + 有償提供部品の値引き相当額  
(金型の無償提供に要した費用)

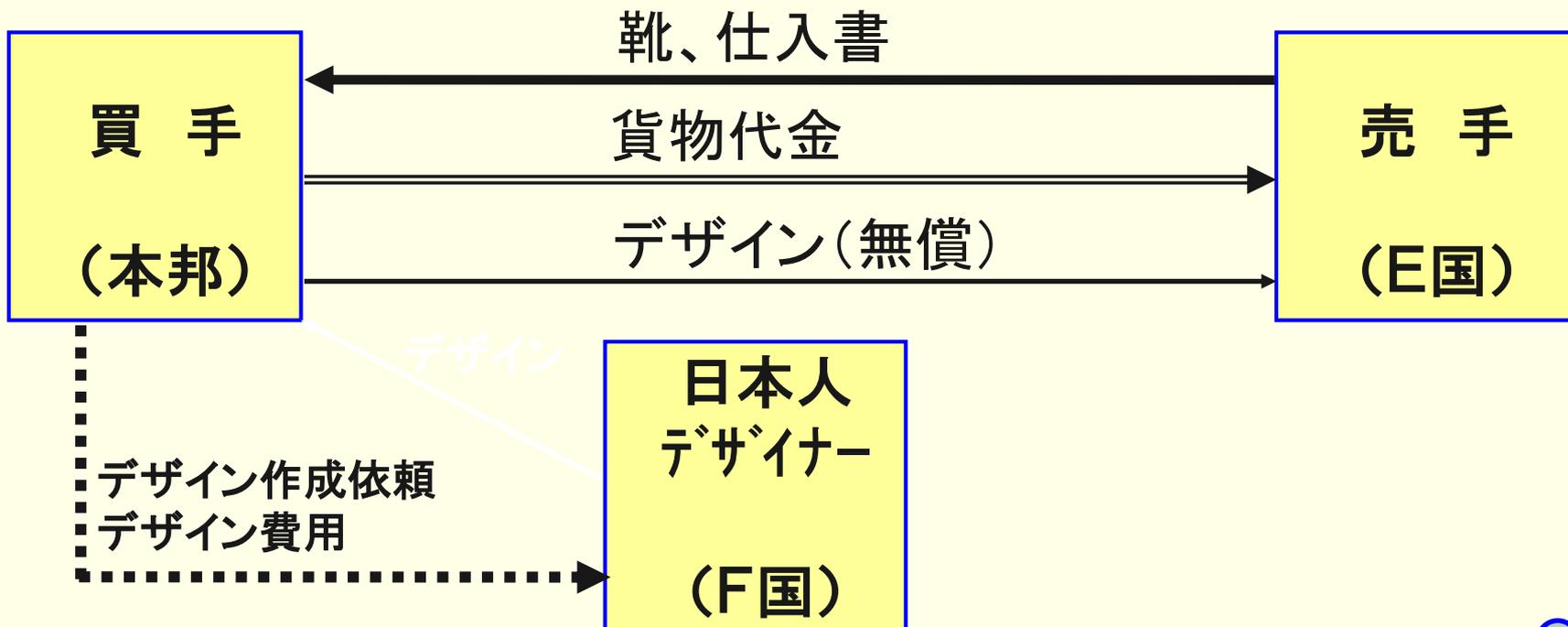
※買手から売手に対して、値引きした部品を間接提供。

# 事例14: 輸入貨物の原材料の調達に係る手数料



**課税価格 = 仕入書価格 + 生地の無償提供に要した費用  
(手数料を含む) [定率法第4条第1項第3号イ]**

# 事例15：デザイン（日本人が海外で作成したもの）の費用



課税価格 = 貨物代金 + デザイン費用

〔定率法第4条第1項第3号二〕

# 3.加算要素

## 買手が支払うロイヤルティ（第4号）

【定率法基本通達4-13(4)】

輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するものの**使用に伴う対価**で、輸入貨物に係る**取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために**買手により直接又は間接に支払われるもの

**対象権利** 特許権、意匠権、商標権、実用新案権  
著作権 等

# 3.加算要素

## 買手が支払うロイヤルティ（第4号）

特許権等の使用に伴う対価で、次の要件を満たすもの

①

- 「輸入貨物」に係るもの

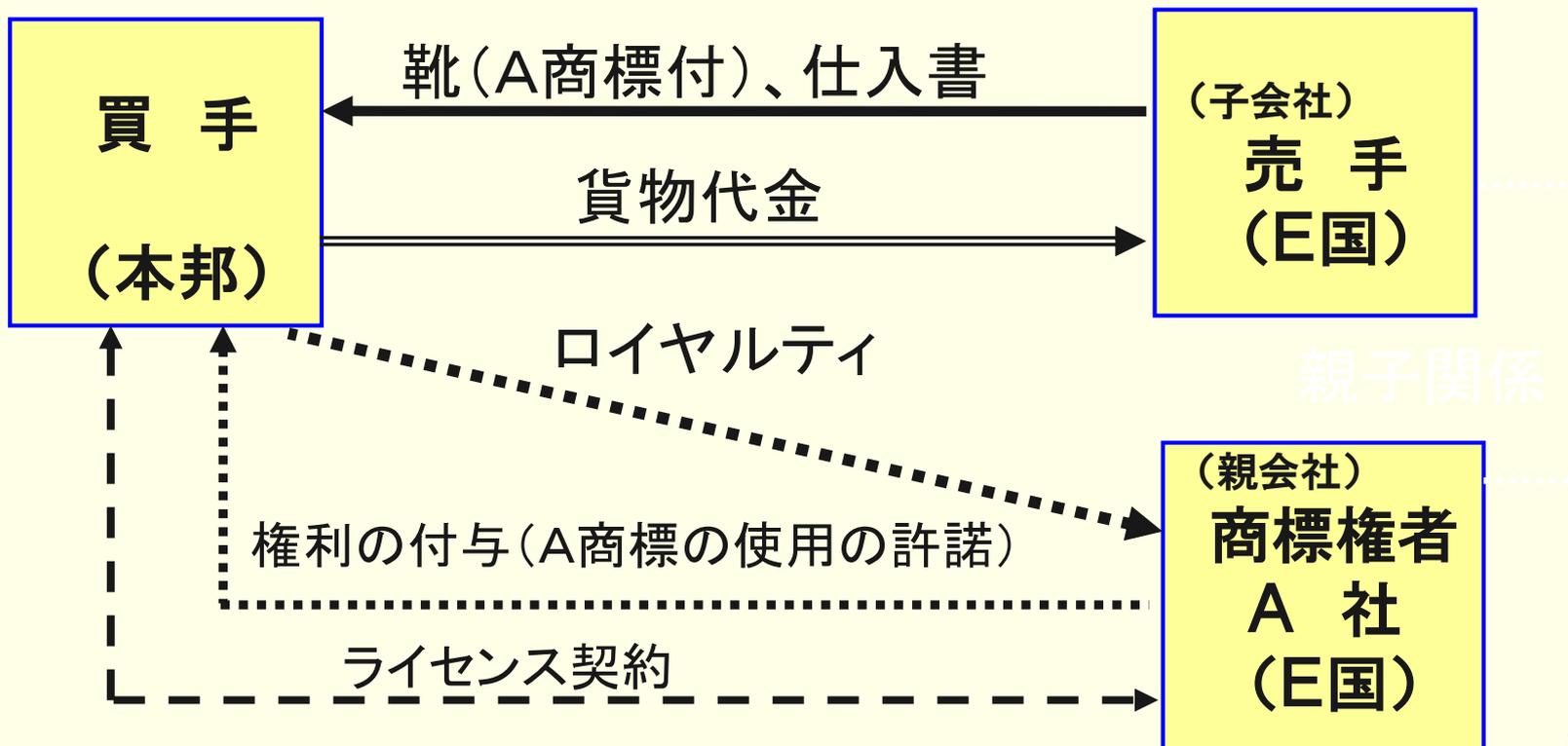
②

- 「輸入取引に係る取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために」

③

- 買手により直接又は間接に支払われるもの

# 事例16：売手と特殊関係にある商標権者に支払うロイヤルティ



課税価格 = 貨物代金 + ロイヤルティ

[定率法第4条第1項第4号]

# 4. 原則により課税価格を決定することができない輸入貨物

## 輸入取引によらない輸入貨物（定率法基本通達4-1の2(1)）

- 無償貨物
- 委託販売貨物
- 賃貸借契約貨物等

## 特別な事情がある輸入貨物（定率法基本通達4-1の2(2)）

- 輸入貨物の処分・使用について制限がある
- 課税価格の決定が困難な条件が輸入取引に付されている
- 売手帰属収益が明らかでない
- 特殊関係により輸入貨物の取引価格に影響を与えている

## 課税価格の疑義が解明されない（定率法基本通達4-1の2(3)）

# 4. 原則により課税価格を決定することができない輸入貨物

1

- 同種・類似貨物の取引価格

2

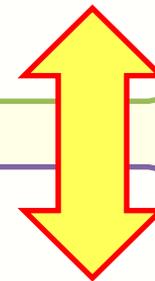
- 国内販売価格から逆算した価格

3

- 製造原価に基づき積算した価格

4

- 特殊な輸入貨物に係る課税価格



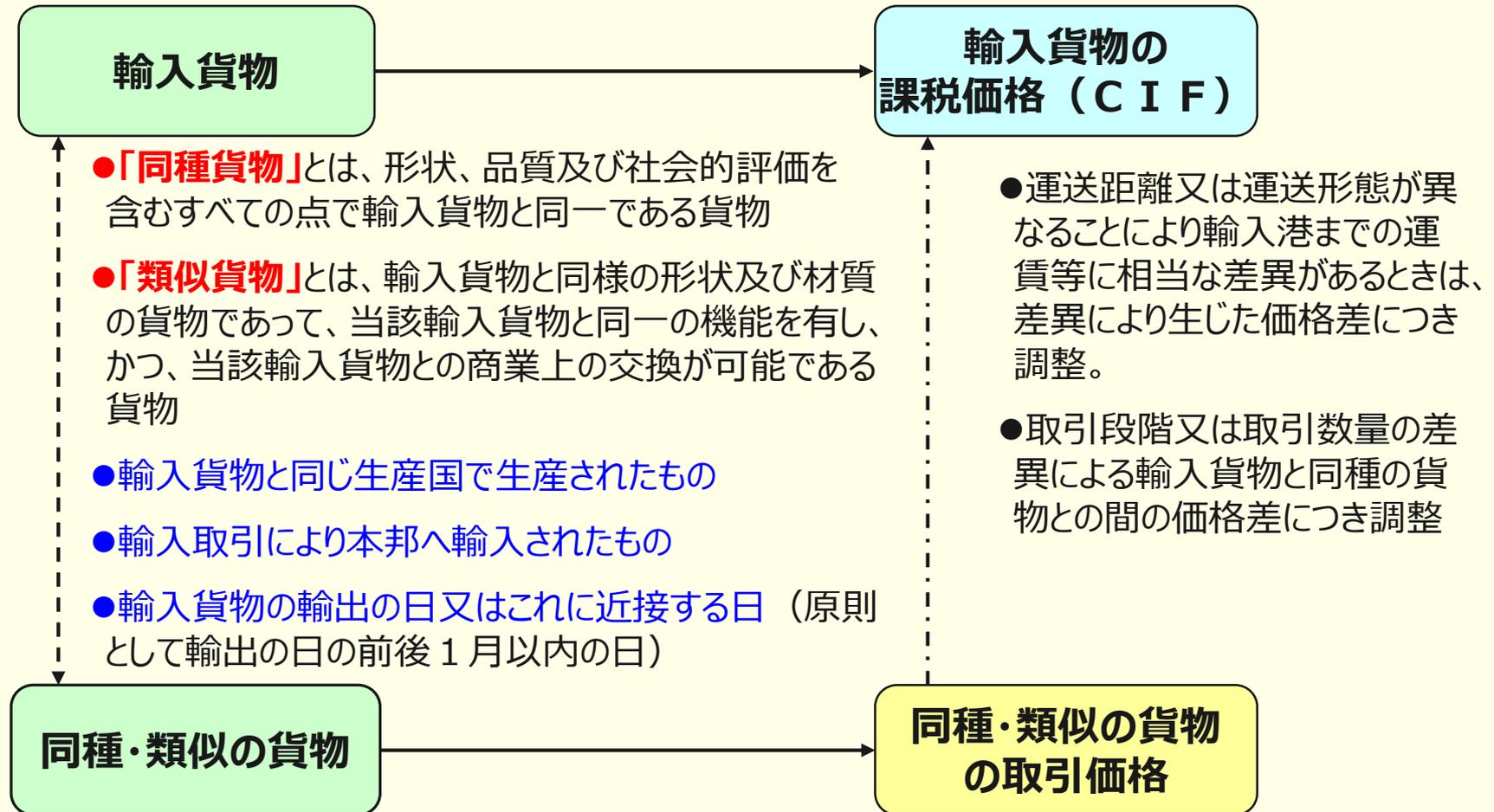
輸入者が希望する場合、適用順位の変更可能



# 5. 原則的な方法によれない貨物の課税価格の決定方法

## 同種・類似の貨物の取引価格による方法（関税定率法第4条の2）

### ■ 課税価格 = 輸入取引により輸入される同種・類似の貨物の取引価格

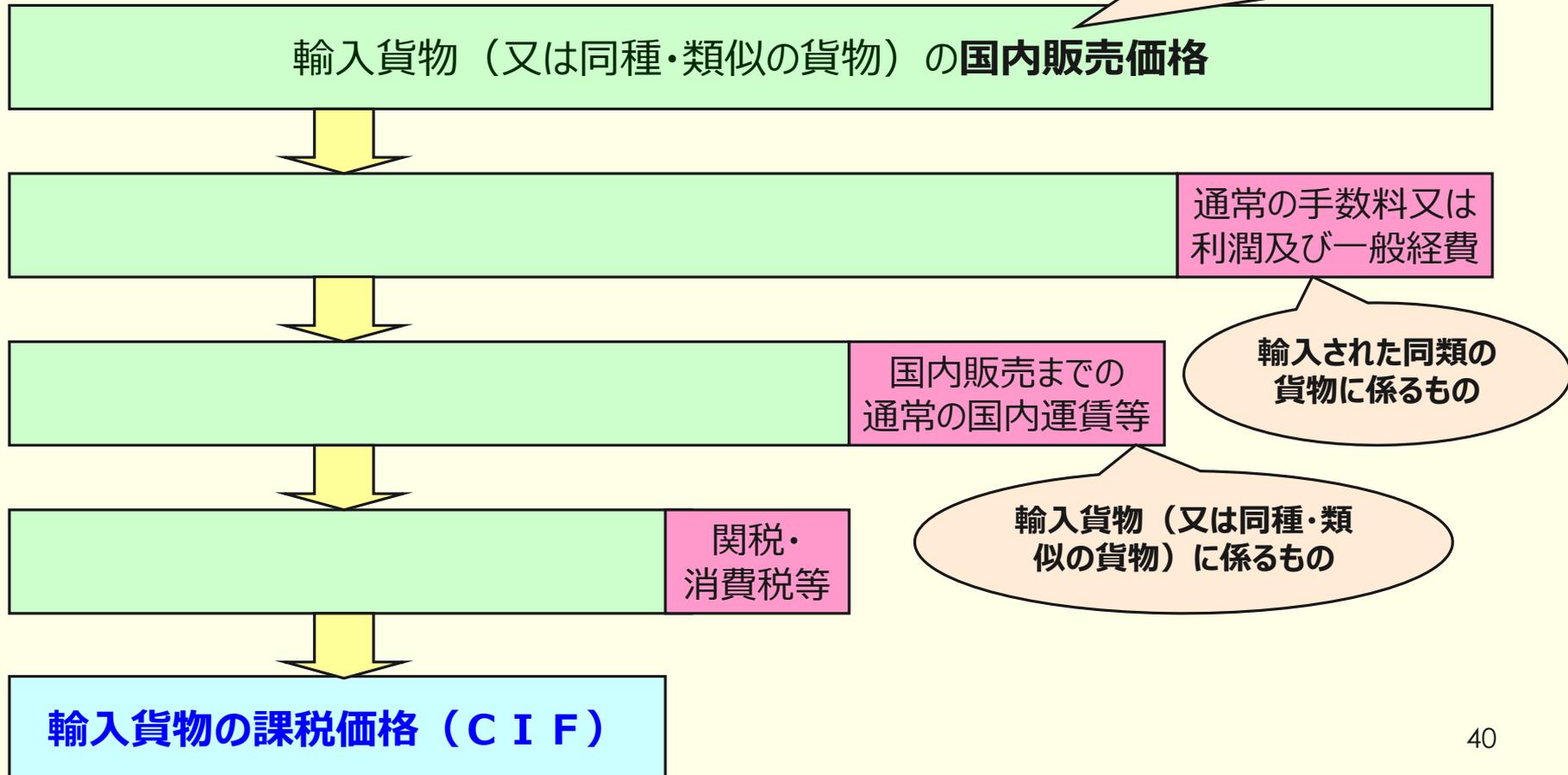


# 5. 原則的な方法によれない貨物の課税価格の決定方法

## 国内販売価格に基づく方法（関税率法第4条の3第1項）

- 輸入貨物等の国内販売価格がある場合

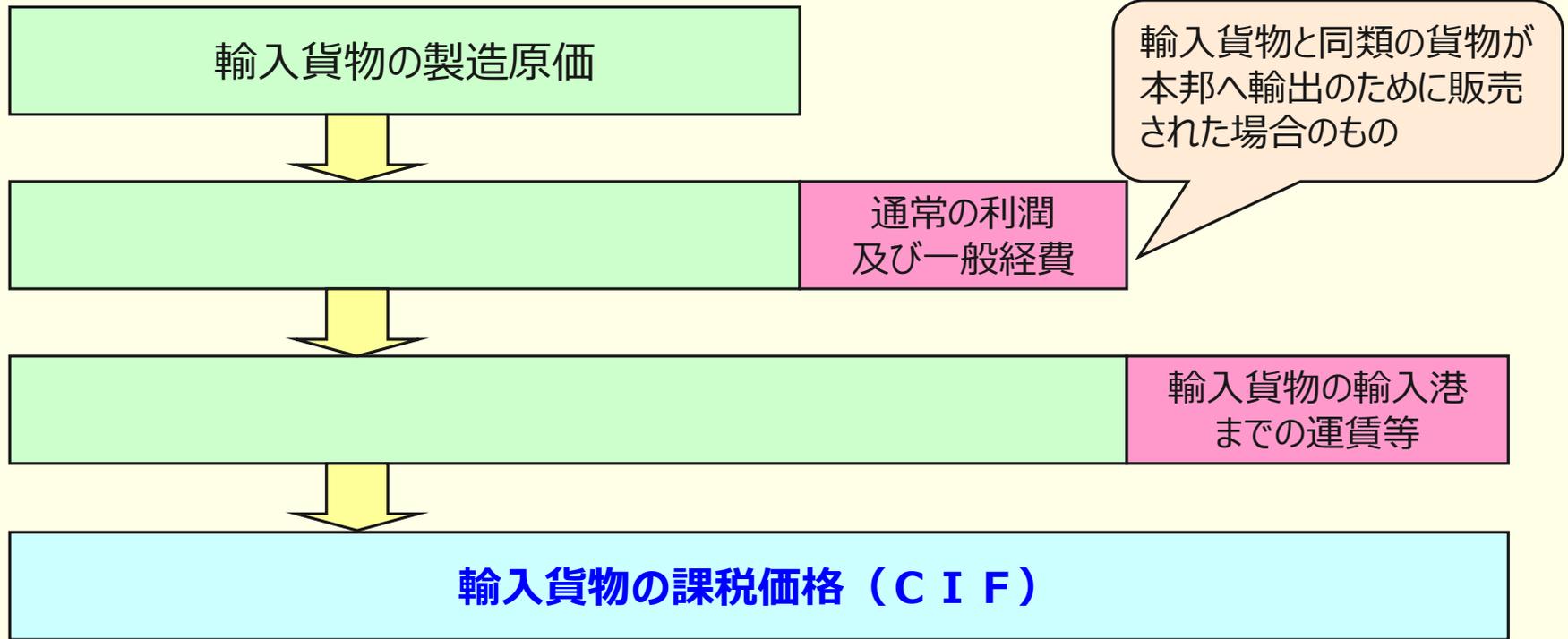
- ・国内における最初の取引段階で特殊関係にない者に販売する単価
- ・異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売の単価



# 5. 原則的な方法によれない貨物の課税価格の決定方法

## 製造原価に基づく方法（関税定率法第4条の3第2項）

- 輸入貨物の製造原価が確認できる場合（輸入者と生産者との取引に係る）



# 5. 原則的な方法によれない貨物の課税価格の決定方法

## 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定①

(関税定率法第4条の4、定率法施行令第1条の12第1号)

法第四条から第四條の三までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格

- 原則的な決定の方法の弾力的な適用
- 同種・類似の決定の方法の弾力的な適用
- 国内販売価格又は製造原価に基づく方法の弾力的な適用

# 5. 原則的な方法によれない貨物の課税価格の決定方法

## 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定②

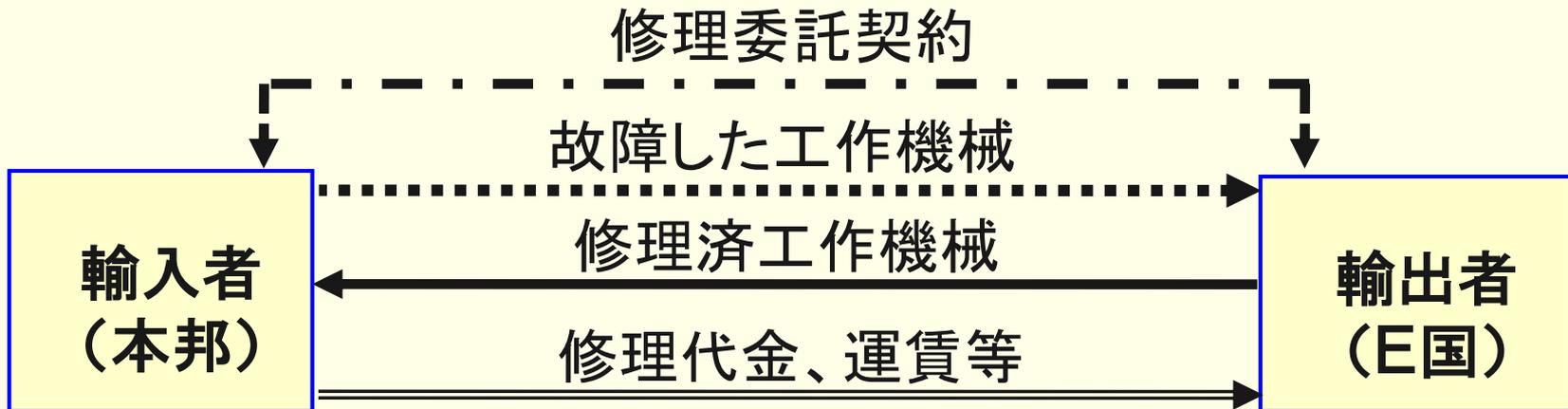
(関税定率法第4条の4、定率法施行令第1条の12第2号、定率法基本通達4の4-2)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により計算される価格

### (参考) 禁止されている評価方法

- ・ 本邦において生産された貨物の本邦における販売価格
- ・ 輸出国の国内市場における貨物の価格
- ・ 本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格
- ・ 最低課税価額
- ・ 恣意的又は架空の価額 等

# 事例17：修理後に再輸入される貨物の課税価格



- ・再輸入は、輸入取引でないことから、4条の2以下の規定を適用する。
- ・4条の2及び4条の3が適用できない場合、4条の4を適用する。
- ・具体的には、輸入者が輸出者に支払う修理代金等に、使用頻度に応じて減額された工作機械の価格、輸出時の提供に要した費用及び運賃等を加算した価格となる。

・ **課税価格 = 修理代金 + 中古機械価格 + 提供に要する費用 + 再輸入時の運賃等**

# 8. 加算要素の一括加算について

【定率法基本通達4-7(3)】

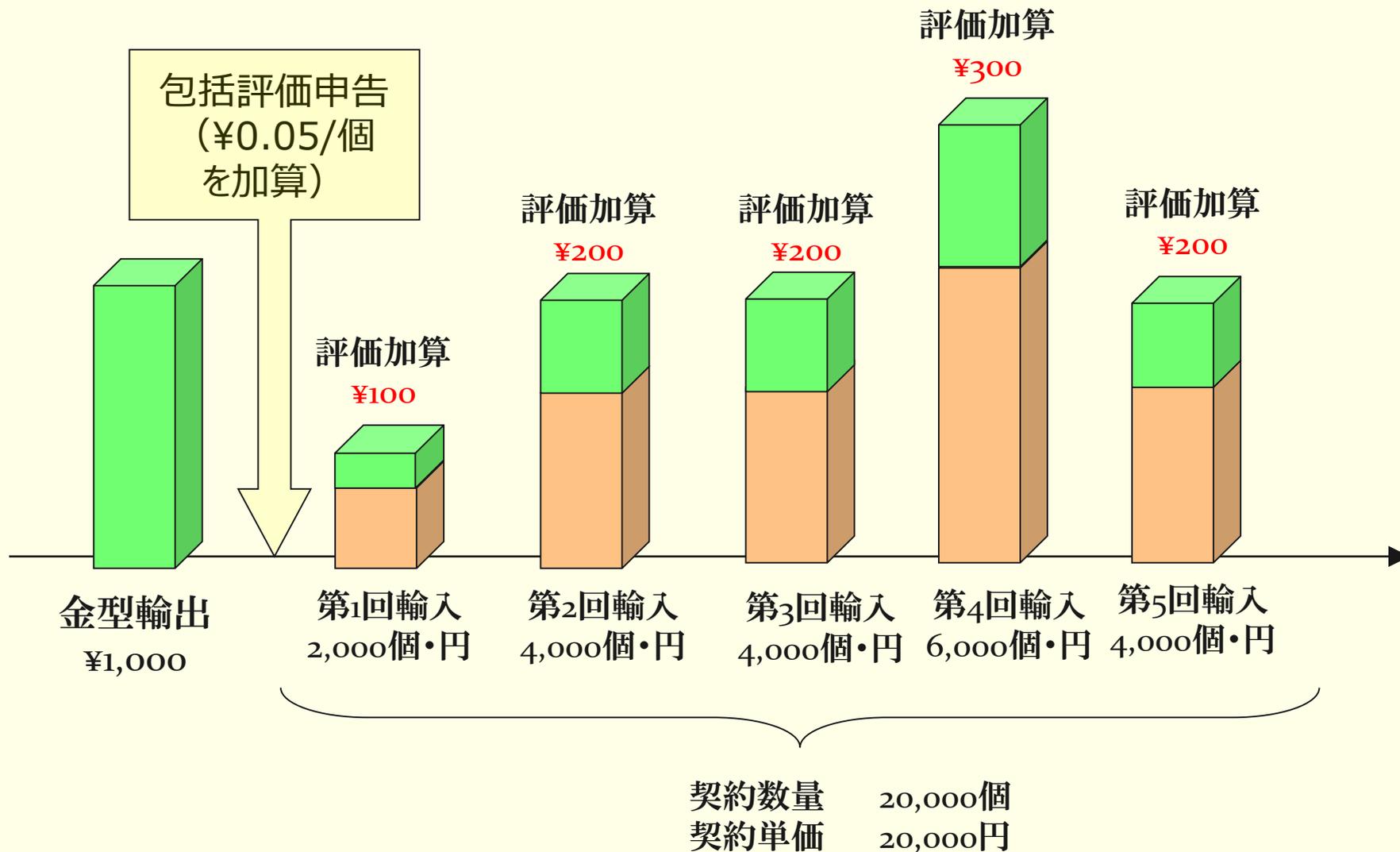
複数の輸入貨物に係る加算要素となる費用が一括して支払われる場合には、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して当該輸入貨物の課税価格に算入する

ただし、次の費用等の額の加算について輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ課税上特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない

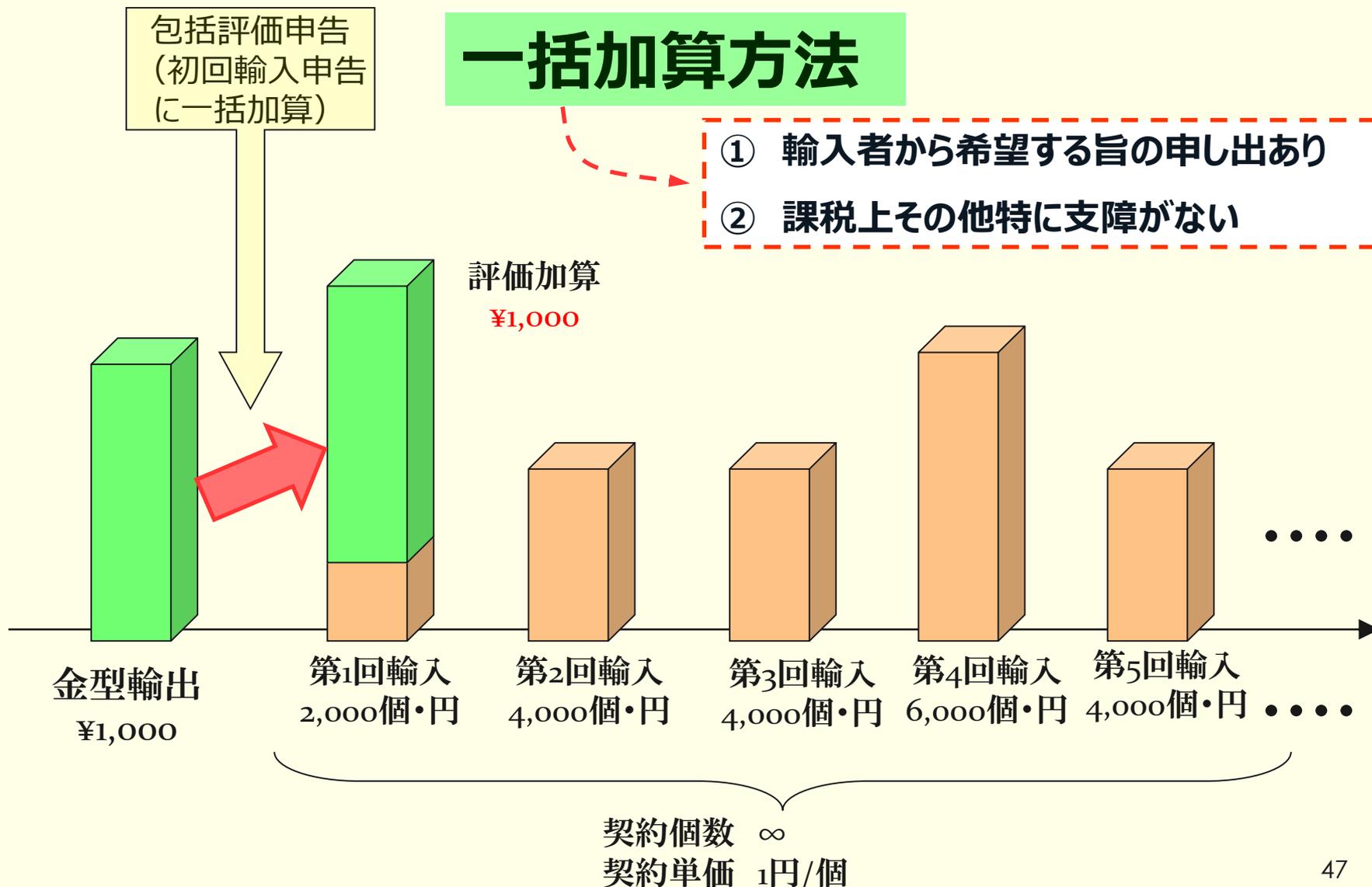
- 無償等により提供される物品・役務
- 輸入港までの運賃等、手数料・容器包装の費用、特許権等の使用に係るロイヤルティ等及び売手帰属収益であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの

# 8. 加算要素の一括加算について

原則的な加算方法（個々の輸入貨物に按分）



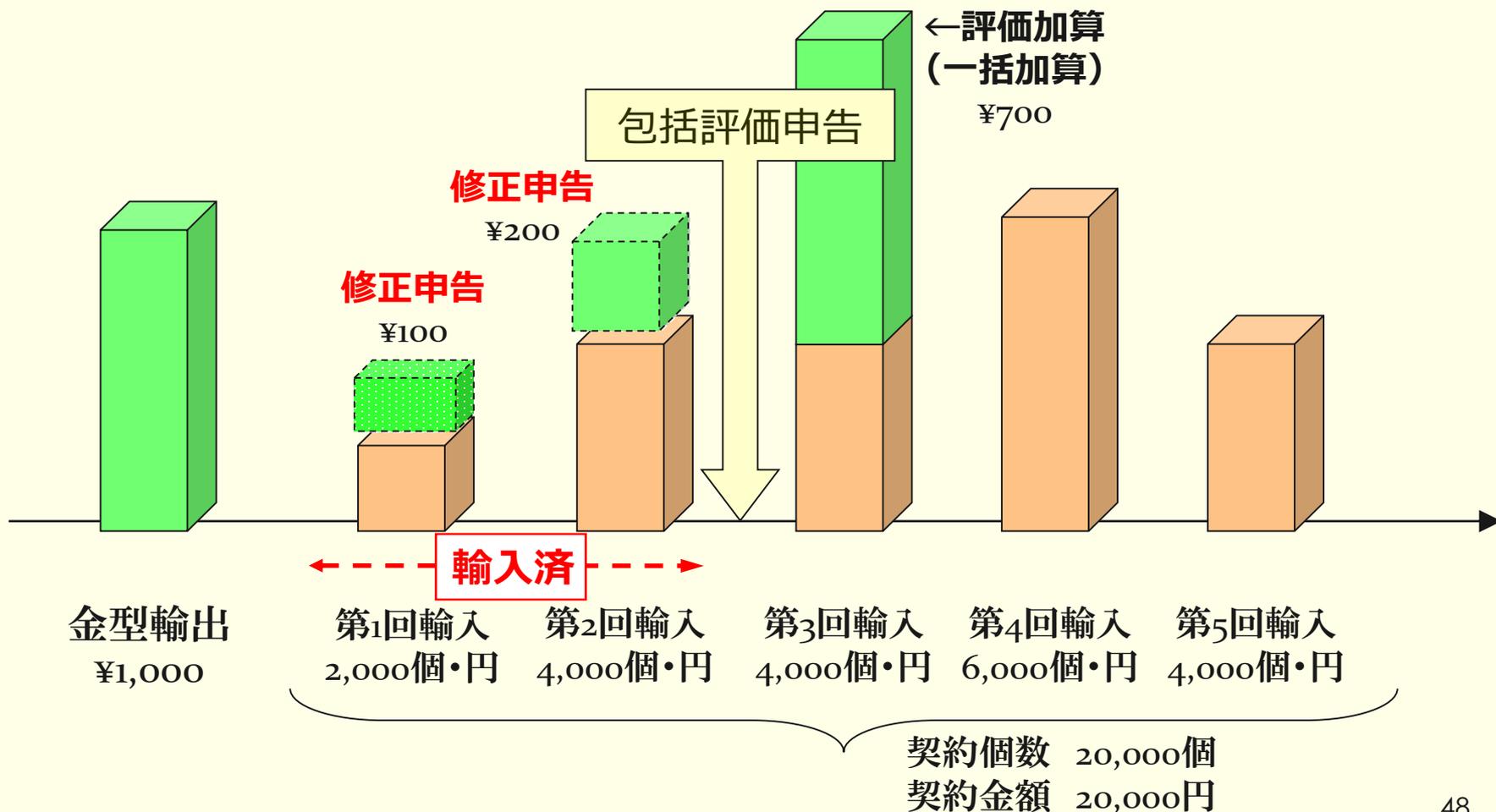
# 8. 加算要素の一括加算について



# 8. 加算要素の一括加算について

一部輸入済；輸入済分は修正申告

未輸入分；要件（輸入者希望、課税上の支障なし）を充足すれば一括加算が可能







現在位置: [ホーム](#) > 輸出入手続

いいね! [シェア](#) [70](#) [8+1](#) [3](#)

[ツイート](#) [5](#)

## 輸出入手続

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

### 1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類別編](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

### 2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [算値申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語集\(解説\)](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国産食品類\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

### 3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)
- ▶ [原産地規則解釈例規](#)

### 4. 注意事項

- ▶ [輸出入禁止・規制品目](#)
- ▶ [ワシントン条約](#)
- ▶ [特定外来生物](#)

### 6. 個人通関の取扱い

### 7. 参考情報

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定](#)
- ▶ [シー](#)
- ▶ [保税](#)
- ▶ [保税](#)
- ▶ [免税](#)
- ▶ [消費](#)
- ▶ [更正の](#)
- ▶ [加工再輸入減税制度マニュアル](#)
- ▶ [輸出許可内容の変更手続について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムズアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)
- ▶ [「申告宣誓の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会」とりまとめ」に関する意見募集\(平成27年6月25日\)](#)

### 関税局・税関の組織

[関税局・税関の紹介](#)

[関税中央分析所・税関研修所](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

### 関税政策・税関行政

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

### 税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[税関様式及び記載要領](#)



②

# 「輸入貨物の関税評価事例」をクリック



現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [評価申告制度](#) > 輸入貨物の関税評価事例

## 輸入貨物の関税評価事例

- ▶ **質疑応答事例**
- ▶ [輸入貨物の関税評価に関する取扱事例について\(別紙事例1~21・事例22~43\)\(平成19年6月26日財関第876号\)](#)
- ▶ [事前教示回答\(関税評価\)](#)

[関税局・税関の組織](#)

[関税局・税関の紹介](#)

[関税中央分析所・税関研修所](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

[関税政策・税関行政](#)

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)



③

# 「質疑応答事例」をクリック

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

[税関手続き](#)

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[税関様式及び記載要領](#)

現在位置 ホーム > 輸出入の手続き > 課税仕様の計算方法 > 質疑応答事例

注意、このページのリンクにはPDFファイルへのリンクがあります。

- ▶ **輸入貨物の取引価格による方法(関税法第4条第1項関係)**
  - ・ 輸入取引の認定
    - ＜課税支払価格に含まれる費用＞
    - ＜課税支払価格に含まれない費用＞
    - ＜取扱の取扱い＞
    - ＜領収書の取扱い＞
  - ・ 計算書類の取扱い
    - ＜輸入前までの請求、取扱い等＞
    - ＜手帳料＞
    - ＜輸入貨物の申告、取扱いに関する費用＞
    - ＜搬送費取扱い品、返却＞
    - ＜ロイヤリティ等＞
- ▶ **輸入取引に関する特別な事情(関税法第4条第2項関係)**
- ▶ **物理又は機能的貨物の取引価格による方法(関税法第4条の2関係)**
- ▶ **物理的輸入貨物に係る課税価格の認定(関税法第4条の4関係)**
- ▶ **認定又は推定に係る輸入貨物の課税価格(関税法第4条の5関係)**
- ▶ **航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特別(関税法第4条の6関係)**
- ▶ **課税の推定に関する特別取扱い(関税法第4条の7関係)**

**輸入貨物の取引価格による方法(関税法第4条第1項関係)**

- 輸入取引の認定
1. 本邦に居住する者との売買契約に基づき輸入する場合の「輸入取引」の認定
  2. 認定追加課税取引により輸入する場合の「輸入取引」の認定
  3. 保税倉庫中に転売された場合の「輸入取引」の認定
  4. 当該認定に係る者の間接取引に基づき輸入する場合の「輸入取引」の認定

**課税支払価格(課税支払価格に含まれる費用)**

1. 売手に支払う輸入貨物の届書料に使用された紙での費用
2. 売手に支払う輸出関における税関手数料
3. 売手に支払う輸入貨物の保証の費用
4. 輸出国の倉庫会社に支払う輸入貨物の仕入れの取扱い
5. 売手に支払う輸出関における輸入貨物の取扱い
6. 売手に支払う輸入貨物の生産に支出する全額の取扱い
7. 売手に支払う輸入貨物の製造に使用される仕入れの取扱い
8. 売手に支払う輸入貨物の製造に使用される仕入れの取扱い
9. 売手に支払う輸入貨物の運送方法に係る取扱い
10. 売手に支払う輸入貨物の運送方法に係る取扱い
11. 輸入関に課税される貨物の取扱い
12. 売手に支払う輸入貨物の取扱い
13. 売手に支払う輸入貨物の取扱い
14. 輸入貨物の製造に使用するために売手から調達した材料費に係る費用
15. 売手に支払う輸入貨物の取扱い
16. 売手に支払う輸入貨物の生産に支出する全額の取扱い
17. 買手が支払う買手が実際に履行した取扱い
18. 買手が実際に支払う取扱い
19. 輸入貨物の運送方法で使用された後に輸入される運送原価の課税価格(仕入原価に含められている運送原価の課税価格が認められない場合)
20. 輸入貨物の運送方法で使用された後に輸入される運送原価の課税価格(仕入原価に含められている運送原価の課税価格が認められない場合)



**④ 各設問 をクリックすると (答え) が表示される**

- 輸入課税通知書(EPA)
- 自関特恵決定認定(CRMA)
- 税関手帳書
- 課税支払レガシイ(ガブヘ)
- 自関特恵決定認定書
- その他
- 情報公開-個人情報保護
- パブリックコメント
- 課税情報
- 自関特恵決定
- よくある質問
- リンク
- お問い合わせ
- 税関のPR活動
- 税関 Facebookページ

21. 買手が輸入貨物の製造及び検査のために運送した仕入れに係る費用
22. 売手から委託された検査機関が行う材料の検査に要した費用
23. 売手から委託した検査機関が輸入貨物の検査に要する費用に係る費用
24. 買手が自ら輸入貨物の検査に要する費用(買手が自ら行っている場合)
25. 買手が売手に支払う全額の取扱い
26. 売手が自ら輸入貨物の生産に支出する全額の取扱い
27. 売手が自ら輸入貨物の生産に支出する全額の取扱い
28. 売手に支払う輸入貨物の生産に支出する全額の取扱い
29. 売手に支払う輸入貨物の生産に支出する全額の取扱い
30. 買手が第三者に支払う売手の負っている取扱い
31. 買手が第三者に支払う売手の負っている取扱い
32. 買手から売手に支払う輸入貨物の製造に支出する全額の取扱い
33. 買手が第三者に支払う売手の負っている取扱い

**課税支払価格に含まれない費用**

1. 買手が自ら輸入貨物の課税価格
2. 売手に支払う輸入貨物の課税価格
3. 買手が自ら輸入貨物の課税価格に係る費用
4. 買手が自ら輸入貨物の課税価格

**課税支払価格に含まれない費用(課税支払価格に含まれない費用)**

1. 買手が自ら輸入貨物の課税価格
2. 売手に支払う輸入貨物の課税価格
3. 買手が自ら輸入貨物の課税価格に係る費用
4. 買手が自ら輸入貨物の課税価格

**加算要素の取扱い(輸入前までの運賃、関税料等)**

1. 船会社に支払う取扱い
2. 船会社に支払う取扱い
3. 船会社に支払う取扱い
4. 船会社に支払う取扱い

**加算要素の取扱い(輸入前までの運賃、関税料等)**

1. 船会社に支払う取扱い
2. 船会社に支払う取扱い
3. 船会社に支払う取扱い
4. 船会社に支払う取扱い
5. 船会社に支払う取扱い
6. 船会社に支払う取扱い
7. 船会社に支払う取扱い
8. 船会社に支払う取扱い
9. 船会社に支払う取扱い
10. 船会社に支払う取扱い
11. 船会社に支払う取扱い
12. 船会社に支払う取扱い
13. 船会社に支払う取扱い
14. 船会社に支払う取扱い
15. 船会社に支払う取扱い
16. 船会社に支払う取扱い
17. 船会社に支払う取扱い
18. 船会社に支払う取扱い
19. 船会社に支払う取扱い
20. 船会社に支払う取扱い
21. 船会社に支払う取扱い
22. 船会社に支払う取扱い
23. 船会社に支払う取扱い
24. 船会社に支払う取扱い
25. 船会社に支払う取扱い
26. 船会社に支払う取扱い
27. 船会社に支払う取扱い
28. 船会社に支払う取扱い
29. 船会社に支払う取扱い
30. 船会社に支払う取扱い

その他 以下のような内容も掲載していますので、参考にしてください。

### ○事前教示

輸入者等の皆様からの事前教示に対して税関が文書回答した事例について、原則HPに掲載しています。

### ○関税評価用語等解説

関税評価に関する法令等の用語について、Q&A形式で説明しています。

### ○その他

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等も掲載しています。

ご清聴ありがとうございました

